

参議院商工委員会會議録第二十号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午後一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 剣木 亨弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
吉田 法晴君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
大川 光三君
小林 英三君
斎藤 昇君
山本 利壽君
阿具根 登君
椿 繁夫君
中田 吉雄君

国務大臣 権名悦三郎君
通商産業大臣 権名悦三郎君
政府委員 科学技術庁 原田 久君
振興局長 佐橋 滋君
通商産業省 佐橋 滋君
工業技術院長 後藤 以紀君
事務局 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日、最初に航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(剣木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。

第九部 商工委員会會議録第二十号 昭和三十六年四月二十五日【参議院】

本日は、最初に航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審議を行ない、ついで鉱工業技術研究組合法案及び新技術開発事業団法案の質疑を行ないたいと存じます。

○榊繁夫君 私はこの間の本委員会でも、参考人の御出席を求めた際、他の所用のため出席をしておられませんでした。ために、あるいは皆さん御質疑が済んだのと重複するかも知れませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

資料もいたしておるのですけれども、資料では十分わかりませんから、お尋ねをいたしますが、終戦後における航空機の製造は、たしか昭和二十七年ごろから始まったように記憶いたします。政府が本法に關係して民間機の製造のために支出した出資金や補助金の累計、昭和三十五年までにそれぞれどのくらいに達しておるか、そういう点について一つ。

○政府委員(佐橋滋君) この会社ができました前、いわゆる鉱工業補助金から出しました分が全部で二億一千五百萬、それからYS-11製造のための日本航空機製造会社ができましたからの出資金といたしまして、現在までに十億五千萬出ております。

○榊繁夫君 この政府出資の原資は一般会計とか産業投資特別会計とかじや

なくて、大体MSA関係の資金が多いのじやないかと思ひますが、この比率は、十億五千萬のうちどういふふうになっておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) 出資金の十億五千萬は全部MSA資金から出ております。

○榊繁夫君 全部MSAの資金から出ておるとすれば、MSAの協定によつて何か航空機製造についても制約を受けるのではないかと思ひますが、そういう点について。

○政府委員(佐橋滋君) 御承知のように、MSA資金は産投の中にあつて、従来は、この航空機製造会社で、きます前までは、航空機関係、電子関係等の用途を指定して使つていいという事になつておつたわけでありまして、この会社ができましたからの出資をMSA資金から仰いでおるわけでありまして、今後また日米協定その他による制約というものは全然受けることはありません。

○榊繁夫君 これまでも何らの制約を受けていない、これからはMSAの資金の繰り限り原資をそこに求めても何らの制約もない、こういうふうにしてよろしいですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在までも受けておりませんし、今後も受けません。MSA資金の用途については、先ほど言いました航空機その他の設備投資に使つてよろしいということをしてい

ら制約を受けることはないと思ひます。

○榊繁夫君 これも、あるいは前に参考人が御出席になつた際に御質問があつたのじやないかと思ひますが、三十一年度から、この五年間における民間機の輸入の台数、それからその金額、これは一体どういふことになつておりますか。資料ではいたたいてい受け取つていいでしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) お手元に資料でお配りしております九ページにありますが、二十七年から民間の航空機会社が買いました機数及び金額を資料として提出してありますが、この通りであります。

○榊繁夫君 日本航空機製造株式会社は、三十六年度中に中型輸送機、これはYS-11というのですか、このYS-11の試作第一号機を完成させて、量産準備を開始することであるが、その試作に要した経費の総計はどれくらいになつてゐるか、またその内訳、コストの比率を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) 当会社は、できましたから現在までに使つておりますのは、三十四年度に一億八千六百萬、それから三十五年度に十六億六千六百萬、これを内容別に申しますと、設計費に約三億、それから試作費に十億三億五千萬、こういうことになつております。

○榊繁夫君 いたたいております資料の中で、日本航空機製造株式会社の貸借対照表というふうなものはないように思ひますが、概況の御説明をいたいただけますか。

○政府委員(佐橋滋君) この前中島参考人が御説明しましたように、当会社は設立して以来出資金を使つてゐるわけでございますが、当会社は固定資産というものを全然持つておりませんので、人件費と、それからたまたま御説明申し上げました試作設計費に全額を使つておりますので、貸借対照表らしきものがないわけでございます。資料としては配つてないわけでございます。

○榊繁夫君 ないからお尋ねをしておるのですが、その概要を伺いたたいのです。資料に出ておれば、何となく、資料を見せたいだくつもりでありますが、出しておられませんか、貸借対照表の概要を説明してもらいたたい。

○政府委員(佐橋滋君) 本年度の貸借対照表の締めはまだやつておりませんので、現在手元にありませんが、三十五年末のしかありませんが、これは資本五億のときでありまして、その三十五年の貸借対照表は、流動資産が四億八千八百萬、それから固定資産が四千六百八十八萬、それから繰り延べ勘定が八千三百萬、負債の部は、流動負債が二千二百萬、資本金が五億、こういうことになつております。三十六年度はもうじきにわかつてるので、これは資料としてお手元にお配りするつもりでございます。

○榊繁夫君 政府だけで十億五千萬も補助金を出し、出資をしておる会社の資産の状況を、今ちよつと何とただけで、はつきり出ないのです、資産として数えられるのは、三億か四億くらいしかない。政府出資だけでも十億

五千万、六億なり他の民間から出資を、これは集めておりますが、それは全部食つてしまつたということなのです。

○政府委員(佐橋滋君) 設計の費用とかいうこと、あるいは試作の金にはほとんど出てしまつておりまして、今残つてゐるというのは、結局試作の段階の品物が残つてゐるのと、それから油具、工具というやうなものが残つてゐる程度であります。

○樺葉夫君 そうしてこの改正案によりますと、そういう状況であるにもかかわらず、量産の準備資金として、三十六年度に八億七千万要する。そのうち五億七千万は支払いの繰り延べなどで処理をして、そして三億円を政府保証によつて借り入れをする、これはちよつと普通の会社の經理から考えますと、これはえらいいけつこうな会社で、損をすることはない。いつになれば一体飛行機が動くのかというやうなことを國民としては聞きたいのです。ちよつと普通の会社では、こういうことはできません。こういう点についてどうお考えになりますか。

この調子で年々、ことしは三億円、来年はまたどれくらいになるのか知りませんが、そういう所要資金の計画などについても私は明らかにされることを望みます。

○政府委員(佐橋滋君) 御承知のやうに、新しい型の飛行機を設計いたしました場合には、この試作設計費に膨大な金がかかるわけでありまして、そこでまあ三十六年度中に一号機が完成して、同時に飛行試験機を完成しまして飛行試験をもう今年度中に実施をいたすわけで、同時に今年度内にさらに試

作の二号機が組み立てが完了し、さらにまあ荷重試験などを行ないます。いわゆる地上機がもう一機完成して、結局、まあ飛べる飛行機が二機、それからいろいろの試験飛行機二機というものが今年度中にできるわけでありまして、またいよいよわれわれが期待してゐる通りの性能の飛行機ができたという場合には、それを今後量産をして売っていくことによつて、前にスタートにかかりました莫大な費用というものを逐次回収していく、こういうことになりまふので、普通の生産会社とはだいぶ様子が違ふと、こういうふうな考へております。

○樺葉夫君 今度の三億円の政府保証というのは、これは設備資金ですか、運転資金ですか。それとも、これは長期ですか、短期ですか。借り入れは一体どこ銀行から借りるのであるか。

○政府委員(佐橋滋君) これは運転資金であります。で、御承知のやうに、まあ実際に試作機が完成する段階になりますと、量産態勢を現在の技術の進歩では十分にとり得る態勢になりますので、三十八年度からまあ量産に入るわけでありまして、そのための必要な機材の購入費に充てるわけでありまして、八億七千万の本年度の所要資金のうちで五億七千万を繰り延べと申しますのは、当会社は実際に設備を持って製造する会社ではありませんので、主要な機体会社に委託生産を行なわせておられますので、その主要な機体会社が委託生産を受けておる分につきましては、この量産機につきましてもその会社の資本といひますか、信用によりまして当会社からは支払いをせず、その信用で資金の融通を受けること

いうことと考えておまして、ただたとえはこの飛行機に乗せまふ発動機だとかというやうなもので、海外に発注をしなければならぬものの手付金等を見ておるわけでありまして、全部流動資金であります。

○樺葉夫君 先ほど申しましたやうに、普通の民間の営利会社であれば、こういう機材商売は私はできぬやうに思います。まあ株主の名簿をずつと押見たいにしても、なかなか一流会社が多うございまして、それから、その次の三十六年度の八億七千万のうちで五億七千万は、その支払いの繰り延べなどによつてやつていく、こういうのであります。が、わずかこの三億、ぐらゐのことは、できたら買いますという航空会社です。製造会社じゃなくて航空会社の方からの前渡金とか、そういうものではまかなえないのか。それとも会社独自の、この信用によつてまかなえないのかというやうな点をちよつと聞きたいのです。

○政府委員(佐橋滋君) 当会社は先ほども申しましたやうに、現在、物的な施設というものを全然持つておりませんので、飛行機が完成して飛行試験が終つて、いわゆる商品として十分の値打ちを認められた場合には、いわゆる市中の金融機関からでも金がつくと思ひますが、現在の段階では、今の試作機を製造してゐる段階でありますので、当会社はいわゆる物的な信用力もないという意味で、この会社が金を借りるというのは非常に困難なんです。

それから今の民間の航空会社あたりからの前渡金という御指摘がありました。が、これもまだできておりません飛行機でありますので、試験飛行が終わつ

たあと、この前も美土路社長が三十九年以降においてこのYS-11の購入計画を示されましたが、それは飛行機が飛行試験を完了したあとにおいては、当然こういう種類のものではありますので、注文生産を受ける建前でございまして、その段階になれば当然前渡金なりあるいは確定注文をもつて市中金融機関に望めば金が借りられるということになると思ひますが、さしあたる段階としましては、そういう不安がありますために市中銀行から金を借りますが、それを政府が保証するという措置が必要なのであります。

○樺葉夫君 この現行法の附則第三条によると、同社の試作及び試験が完了した年度の翌年度からは政府は出資しないことになっておるが、今後において政府がその会社に対する出資及び補助金に關する見通しはどういうことになつておりますか。

○政府委員(佐橋滋君) 当会社のYS-11が試作製造を完了するまで政府がめんどうを見ることになつておりますので、この機種に關する限りはその試作製造が完了するまで政府がめんどうを見まして、それ以降はめんどうを見るつもりは現在のところ考えておりません。

○樺葉夫君 YS-11が三十八年には五機、三十九年度には十機、四十年には十八機できるやうなことになつておるのですが、これは間違ひなくできるのですか。

○政府委員(佐橋滋君) 問題は注文があるかないかという、これは見込み生産をするわけではありませんが、注文があるかないかということに歸する

わけでありまして、われわれの現在の見通しでは、この飛行機が現在考えております通りの性能で製造が完了いたしました場合には、ただいまの年度別生産機数程度のものの注文は十二分にある、こういうふうな確信をいたしております。

○樺葉夫君 三十八年度あたりから本格的な量産態勢に入る。その場合にはたして注文があるかどうかということがまあ問題になるわけですが、二十七年に設計にかかりました当時は、これは政府としても自信があつたからこそ、こういう法律を作つて援助に乗り出したのだと思ひます。ところが最近に何いふと、オランダなどでも大体この種の飛行機を製造するやうになつてゐるというふうな聞けわけですが、外国から今YS-11のやうな短距離の民間機の製造が行なわれる、そういう場合に競争して十分に技術的にも価格の点でも対抗できる自信はあるのでございまいしょうか。

○政府委員(佐橋滋君) この前、中島参考人がその点についても詳細にここで意見を述べておりますが、現在までフレンドシップなりバイカウントなりあるいはコンペアその他いろいろの同型のものが出ておりますが、これはいろいろの点について性能が違ひますので、なかなか簡単に比較はできませんが、このYS-11はあらゆる性能について同種の飛行機にまささかの遜色もない、こういうふうな考へておりますので、今後この飛行機を製造の暁には、十分これらの飛行機に対抗して性能的にも価格面でも拮抗し得る、こういうふうな考へております。

次に、航空機工業振興法が初めて提案されたときに、理由の一つに、航空機工業が将来自動車工業にかわって機械工業などのパイオニア的インダストリーとして、わが国の産業技術の向上に大きく役立つべきものだとなりたっておりました。その後試作機の製造などが、どんな部面でそうした役割を果たしておることになっておるか、重工業局長、どういふふうにお考えになっていきますか。

摘のように自動車産業にかわつて機械工業全般のバイオニア的かというのには、ややオーバーな言い方かと思いますが、航空機工業も自動車産業も両方とも相互産業でありまして、こういつたもののデベロッパが、これらの部品あるいは搭載する機器について、非常に一般的に機械工業の水準を引き上げるのに大きな役割を果たしたといふことを、そのときに言われたものと考へますが、具体的な事例としましては、航空機の機体の構造の軽量化といふことが、軽量化あるいは強度化というより、**なのは、これは、バスのボディの軽**

量化あるいは堅牢化というようなことにアプライをされておるわけでありませすし、それから機体材料についても非常に真剣な研究が払われておりまして、その軽量あるいは強度化というところなものが、これはアルミニウム合金の研究に非常に大きな刺激を与えておりまして、こういったものが各種の構造物に利用されておるわけでありませす。それから機体重量の軽減を非常に

○樗繁夫君　これは私は大臣にも

ちよつと伺いたいのですが、航空機工業が機械工業の技術革新の先端をいくものである。ところがその航空機につくさまじつは、最近ジェット機などができておる、しかも大型化しておる、本法が目的とする中型機の場合ですと、将来一体外需、内需を展望いたしました、この種の中型機というものが相当航空機業界において需要があるものかどうか、その心配が一つと、そして日本航空機産業というものを将来私にどういふふうに進めていくかということについて、航空機工業というものは非常に繁栄がある。忙しいとき、

ちよつとひまになるとき、新型機ができるまではひまである。設計ができる、試作をやつた、大丈夫だ、さあ歸座だというふうに、こう非常に繁閑のある工業だと思ふのですが、日本の航空機工業を将来一体どういうふうに指導していくお考えを持つておられませんか。これは大臣から一つ航空機工業の将来、並びに中型機の現在における位置などについて大臣に一つ。

いますが、先般の参考人の供述等に照らし、まして、最近の日航、全日空等の実績を見ると、年々人も荷物も倍増増しておる状況だそうでございます。この勢いは相当長く続くものと考えるところとお話、そういうところから考えますと、いうと、将来の中型機を中心とする貨客の空中輸送というものはほとんど伸びるのと思っております。こういったようなことは、ひとりわが国のみならず、世界中に波及するものと思っております。

みなにす 世界の大勢でもあると考へ

性能において決して遜色のないものであるというところでございまして、相当この工業は伸びていくのではないかと、もちろん今までの飛行機産業から申しますというところ、ことに戦時等においてわれわれが経験したところによると、試作期間が非常に長い。一つでき上ると、また次の試作に入ると、こういうたうなことで量産というよりなことがなかつたのでありまして、もう絶えず新しいもの新しいものと、こういうたうに追いかけておつて、ついに敗戦になつた、しかし一たん優秀機が出て

当のこれは需要があるということになれば、その飛行機産業に限って繁栄があるということも私は考えられないのではありませんか、こう考えます。かかるがゆえに今回の中型機の試作に成功すれば、わが国の機械工業全般の振興にくなり、中型機それ自身の製作も決してすぐびまになつてしまふというよりなことがないのではないか、かように考へております。

○政府委員(佐橋滋老) 自動車工業は御承知のように所得倍増計画でも非常に大きなウエートを占めておるわけでありますが、航空機工業が伸びるということとは自動車工業にも大きな影響を与える、こういうふうに考えております。

○椿繁夫君 私は、先ほどもちよつと申し上げたんですが、航空機製造株式会社社の貸借対照表をいただきたいと思っております。ただけますね。で、三十八

年度に試作を完成して、たとえ五機に

せよ生産態勢に入つたといふことには、この法律で定めておりますように、政府の補助出資というものはそのときに打ち切りますね。

○政府委員(佐橋滋君) このYS-11の試作が完了すれば、そのときに政府の出資補助は打ち切ります。ただいまの今度の法改正をお願いしておる政府の債務保証の条項は、量産体勢に入りましていゝわゆる確定注文が受けられ、当航空機製造会社の信用力が増しますれば、政府の債務保証ということもなくなる、こういうことに考えております。

○樗策夫君 この航空機製造株式会社は、工場を持たない生産会社なんです。やがて研究試作が政府の出資や補助によって完成いたしますと、その下請をやっておる川崎航空とか、新三遊というところがあるが、今度は独自で、この航空機製造株式会社のやつた試験研究、試作というふうなものを、全部引き継いでやるようなことになりはしませんか。

て下請をさせております。当製品に関する限りは、この会社が製造販売権を保持しておりますので、この飛行機をそれぞれの下請会社が別個に作るというよりは、現在のところ考えておりません。

○樺繁夫君　大臣に最後に伺います。心が、この会社は先ほどからもちよつと心配を申し上げておりますように、経理その他についても改善を要するところと、これはよく承知しております。

みがあるように、実に思われるのです。

製造株式会社に對して、どのような經理の改善なり、監督をしていこうと一てお考えになつておるか、最後に大臣に一つ伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(樺名悅三郎君) 十分に監督上の責任を負つて、その実のあがるようにいたしたいと考えております。

○吉田法晴君 樺委員が質問をされておるときに、その都度疑問が起こつたからいたしましたけれども、関連を御考慮して、まとめて多少質問を申し上げたいのですが、あるいは前回等の質問と重複する部分があるかもしれません。

が、その点をお断しをいただきます。
ます、さつき樺委員の質問に答えて、MSA資金で十億五千万がまかなわれた。そうしますと、MSA資金の
際には、MSAの当然の本質として電
需あるいは軍需生産力の育成という点
が、少なくともアメリカのMSA法に
はあるわけですが、御答弁によ
ると、何らの条件がついていない、
ういうお話ですが、十億五千万は使

てしまったから、そこでもうMSA法によるひもといふか、あるいは要請はなくなつてゐると、こういう答弁の趣旨だつたかと思ふのですが、しかし固定資産なりその他について残つてゐるものもありました。先ほど資産勘定の説明などもありました。従つて、全然要請といふか、あるいはひものついてゐるところはないといふのは、十億五千万をMSA資金でまかなつたという点から納得のいかぬところですが、その点はもう工合に御理解になるのですか。

○政府委員(佐橋滋君) このMSA資金については、兵器及び機械の設備に使用してよしいといふことになつておりますので、これは大蔵省と連絡の上、MSA資金から当飛行機製造会社の出資金を全部まかなつてもらつておるわけでありまして、日米協定にはどこにもそういう制限が、今言いました限度以外の制限はないわけでありました。

○吉田法晴君 ちよつとMSA法を引っぱり出し、あるいはMSA関係の国内法規を十分検討する間がないのですけれども、MSA資金の性格として、今言われた兵器あるいは機械機具、その機械機具といふのは、これは軍需関係あるいは軍需生産力といふものを指しておるのだと思ひます。そうすると、流動資産に使つた分はともかくとして、十億五千万を出すときには、アメリカのとにかくMSA法に基づいて要請といふものはあつたはずで、す。そうして十億五千万の中から使つてしまつたものとはかくとして、あと固定資産として残つてゐる四億幾らですか、というものについては、MSA

法の要請といふものはなお残つてゐる、こういうふうな考えざるを得ないのじゃないですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在経済援助資金特別会計法というのがあります。その法律の中に、当資金が航空工業の技術向上に対する融資と、それから日本航空機製造に対する出資という項目が入つておりました。これに基づいて政府は出資してゐるわけでありまして、MSA法によるそれ以上の制約といふのは、私の方は全然考へておりません。

○吉田法晴君 航空工業云々はわかりませんが、それから航空機製造能力と言われますが、アメリカのMSA法から考へると、あなたは平和産業の生産能力であつてもいいといふようなお話ですけれども、そこでMSA法があれば引き出しを願ひたいと思ふんですけれども、バンデンバーグ決議等を引き合ひに出すまでもなく、向こうの方の精神、あるいは援助の精神から言へば、兵器あるいは軍需品の生産能力の援助もある、こういう精神があることは否定できない。そしてその国内法で手当てした部分もございまして、その当時の十億幾らの援助の中で四億幾らといふものが残つておれば、その資産について、あるいは生産能力についてMSA法の精神といふものがなおこれは残つておるんじゃないか。こういう疑問が残るんですが、先ほどの答弁ではまだ納得いきません。

○政府委員(佐橋滋君) 私もMSA法自身を詳しくは知りませんが、ここで軍需資金として三十億幾らの金を日本に贈与を受けて、その使途につきまして

向こうとの間で話がつきまして、現在先ほど申しましたような、特別会計法を設置して資金運営に当たつておるわけでありまして、この国内法によつて運用されておる以上、MSA法による制約といふものがあるといふことは、私は全然考へたことはありません。

○吉田法晴君 それは法を持つてきたり、あるいはなにをしないかといふことが、では常識的に大臣にお尋ねをしたいのですけれども、MSAとして十億五千万のとにかく出資援助が行なわれた、産投を通じて。そうするとアメリカのMSA援助の精神は軍事力なり、あるいは軍需的な生産力の増強——培養といふんです、そういうものがあつた。そして実際にここで問題になつておる輸送機云々については、これはないとしても、十億幾らの中から固定資産として残つておる四億幾らといふものには、アメリカ側のとにかく意図、あるいはMSA法に基づいてMSAを通じて出資された、あるいは援助されただけに要請が残つておるんじゃないか、こういう疑問はこれは否定するわけにいかぬ、さつき稽委員の御質問の中にございましたように。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 一応兵器、機械等に使つてよろしいという国内法の制約を履行して、そうしてその結果十億幾らかのうちの三、四億が資産として残つておる、こういうことでございますが、それはまあやも縁が切れておるものと私どもは解釈しております。

○吉田法晴君 縁が切れておると言つたつて、MSA援助として十億幾ら出た、これは産投を通じてしても。そして現に残つてゐるのが、流動資本で使つてしまつたものは別として、固定資産で四億幾らといふのが残つてゐる。こういう答弁が先ほどあつた。そうすると四億幾らの中には、これはやっぱりMSAの精神といふものが残つておる、こゝろ言わざるを得ないんじゃないですか。従つてガリオア、エロアと同じことですが、こゝろはもつたと思つておつたが、向こうはやつたといふことは言わなかつた。あとから返せ云々といふ話が出てきて、今も問題になつておるわけですから、

○国務大臣(椎名悦三郎君) われわれの一つの身近な問題として例にとつて、これは煮ても焼いても、とにかくこゝろいう趣旨のもので使えといふ場合に使つた。その使つた結果がまだ物として残つておる。そういう場合には再び返せといふことがないのですから、その趣旨において消費したのですから、消費の結果、そこに形を変えて何らかの資産が残つておるにしても、縁が切れたもの、こゝろわれわれは解釈しております。

○吉田法晴君 この点は工場の中ではジェット機を作つたり、あるいは軍用機を作つたりする設備と、それから輸送機を作る設備、機械、これは差がないじゃないですか。軍用機生産能力、これは経営を含むのですが、その軍用機生産能力を経営としてカバーする、あるいは補完する意味で航空機工業の生産といふものが考えられる。それを援助をするといふのがこの法の性格で

はないかという感じがするわけですが、ただ使つてしまつたから云々といふことは、これは済まぬ問題です。ガリオア、エロアにしたつて、物は使つてしまつた。あとのとにかく金額の法的な性格をめぐつて国民的な問題になつておる。最初のMSAならMSAの精神といふものは、あなたの言われる使つてなくなつてしまつたから、流動資本はとにかくでありまして、固定資産なら固定資産として残つておるものは、これは金額に表示して十億五千万にならぬにしても四億幾らにはなる。そうしてそれは輸送機の製造だけでなく軍需品なら軍需品、ジェット機ならジェット機、軍用機なら軍用機を作る能力になつておる。そこにかく使つて形は變つて物になつておる、あるいは機械になつておる、工場になつておる。そのとにかく性格を究明するときに、使つてしまつたからそれはもうひもといふか、あるいはMSA援助の性格といふものがなくなつておると言ひわけにはいかぬじゃないですか。

○政府委員(佐橋滋君) MSA資金を受けた場合に、その使途その他についての日米間の話し合ひは当然あつたと思ひますが、現在は、その話し合ひの結果、経済援助資金の特別会計を作つて、それを政令で日本側に全く委任されてしまつておる、こゝろいうようにわれわれは考へておりますので、これはどういふ形が残ろうとも、MSA法によつて制約を受けるとか、あるいは何といふんですか、特別の要請を受けるといふことはなくて、これはもうこゝろ完全に遮断されておる、こゝろ考へておるのではありません。航空機製造会社に対する出資金ばかりではなく、このMSA

といひ、MSA資金の融資を受け、あるいは開銀の融資も受けて、それぞれの設備を作つておる。こういふことはもう判然と分かれておるわけであります。

○樗繁夫君　ですから、MSA資金とは、アメリカのMSA法によつて、軍需工業の育成助長のために使つて、このことで、当初は、この航空機工業への出資金などについても使うことを認められたものだ、と、そういうふうに私どもも、MSAの資金から、十億五千万とも、出資の全額が支出されておるといふところ、この会社の目的と、それからその資金の出どころ、出した方の資金の使い道との間にギャップがあるから、このことをしつこく政府の見解

をただしておるゆえんはそこにあるわけでありませう。

○政府委員（佐橋滋君） 私、まあMSA資金という言葉が非常に簡単な言葉で

ありますので、従来もMSA資金と申し上げておりますが、これは先ほど、正確には、経済援助資金特別会計法の基金であります、こういうまあ

長つたらしい言葉を使うのを省略してMSAと言っておりますが、先ほど吉田委員の御質問にお答えしましたように、小麦資金で援助を受けたものと、アメリカ側と相談の上去津と有り

まして、日本限りでいろいろな特定の用途に使うてよろしいというふうに話し合いがついて、特別法ができておるわけでありまして、いわゆるMSSA資金

と称しておりますが、MSA法による制約、要請があるというふうには全然考えておりませんので、全く遮断されて、現行の国内法に基づいて、国内法

の許された範囲内において使用しておるといふことだと私は考えております。

○吉田法晴君 それではちよつとお尋ねしますが、工場における治具や何かは別問題である。設備それ自身は、軍用機を作る機械とそれから輸送機を作る機械というものは、別々のものじゃないんじゃないですか。

○政府委員(佐橋滋君) 工作機械その他いろいろ汎用的に使われる機械は、両方に用いられるものが当然あるわけでありませう。

○吉田法晴君 それからこれは通産大臣だけでは少し無理かもしれませうが、航空機工業の場合には二十七年ごろから航空機工業の正式な育成にかかった。その政策的な変遷を見ておると、それから次いで防衛産業になり、それから三十三年度に制定された本法によって、輸送の中型輸送機の製作を助長して、輸送産業にまで持っていくと、こういふ流れ込みで始めた。で、三年前の本法制定当時と比べると、航空機工業も、客観情勢がずいぶん変化しておると思われませうが、たとえばジェット練習機にしても、一部では国産化が進みつつある。世界的に見ればミサイル時代といふことで、もともと防衛方面の需要だけでは経営がむずかしいといわれただけに、この方面の製造もその前途はなかなか予断を許さない。他面また防衛の需要をカバーするような形ではあるが、本法に基づく中型輸送機がおくればせながら三十八年度ごろから量産に入る。これまた国際的な競争場裏に入るわけでありませうが、必ずしもその将来はたんとしたものでない。あるいは飛行艇を作るといふような計画もある。こういう複雑な諸条件を検討する場合に、日本の航空機工業といふものが今後どういふように発展をしていくか、あるいは発達をしていくかといふのか。そういう大きな方向について通産大臣の所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 戦争中は、御承知の通りかなり航空機工業に軍部が非常に血道を上げたのでございませうが、必ずしも所期の効果、目標に達したものは私は考えておりませうが、いづれにしても、相当程度まで日本の航空機工業といふものは発達したものと考へます。しかし、終戦後におきまして数年間の空白があり、各国の航空機工業の水準から非常に立ちおくれしておる現状でございませうが、しかし一度この身に付けた技術といふものは、その簡単に滅びるものじゃない。今でも、その当時の航空機製造に従事した会社におきましては、ほんの修繕くらいやっておるところもございませうけれども、まだまだ相当の技術を温存しておるものも考へます。これがしかし、今日の国際水準に達しておるかどうかといふことは多分に問題でございませうけれども、とにかくまだ火種は相当に残つておる。でございませうから、日本及び国際環境がだんだん航空機、輸送機といふものにたよるといふ情勢が濃くなればなるほど、日本の航空機工業といふものは相当のところで、私は貢献することができるとは思ひませんが、いふことを信じておる一人でございませう。

○吉田法晴君 一般的なことしか言われぬから、求めた答弁としては十分なされなかつたんですが、私も先ほどから御質問申し上げているように、アメリカの援助が、軍事援助、経済援助、あるいは後進国開発援助という工合に、軍事的な面もつきでない、あるいは軍事的でなくとも、経済的の面もつきでない援助に変わつて参る。そういう変わつたあととにかつて援助といふならば、先ほど来局長ですか、答弁されたような答弁でもいいかもしれませんが、MSA援助が行なわれた、あるいは始まつた当時の空気は、パンデミック決議の精神に従つて援助をするが、援助を受ける国は、あるいは軍備についても、みずから自分の能力で軍備の強化をしなければならぬ。それから軍需生産力についても援助もするが、日本自身も努力をしなければならぬ。こういう精神で出た援助といふことは間違いないのです。そうすると、始められた当時のMSA援助は、この部分が、援助物資の見返り資金で産投特別会計を通じてなされたにしても、MSA援助の本旨といふものは失われなかつたのでありませう。従つて、航空機製造能力についても、その航空機製造能力が軍需生産能力になり得る、あるいは憲法上の言葉で言へば潜在能力になり得るという点が向こうの援助の精神であつたのではないかと、それを、まあこの経済援助何々に關する法あるいは産業特別会計法で切れたとおつしやるけれども、少なくともアメリカの精神からいへば、軍需能力の要請に見返り資金を使うことを許した、こゝろ解する以外にはないのだし、それから航空機工業の今までのあれからいつてみても、特需からあるいは防衛産業に、そしてアメリカでのロッキード

でさえも、日本が生産を始めるといへばやめるといふように、ロケット時代に入りつつあるから、ロケット軍用機生産がまあ問題になっております。そこで日本の飛行機製造能力について、まだほんとうに一本立ちにならない。従つて軍需飛行機を生産し得る十分な自立の能力がでるまで、輸送機製造も、客観的には軍需飛行機なり生産能力をカバーする意味で、資金のあつせんなりあるいは保証なりが行なわれるんじゃないか、こういう疑問が一つ残るわけですが、アメリカのそういう軍用飛行機の生産の停止なりあるいはロケット製造能力への移行という状態の中で、純然たる平和的な輸送機製造能力といふものが、それだけでとにかく発展をする、それは国内的なところでは国際的な事情といふものが十分ある、こゝろこゝろこういう工合にすれば、輸送機なり平和産業としての航空機工業が発展し得ると、こゝろこゝろはつきりした保証がなければならぬのです。まあひもは切れた云々という話ですけれども、過去におけるMSAの精神といふものも心配をされるし、あるいは機械設備その他から考へれば、MSA援助で作つた四億幾らというあれも残つておる。それから輸送機の製造と、それから軍用機の製造とは、機械設備について一本立ちのとはかく見通しといふものについても、はつきり裏づけがないといふことになる、先ほど申し上げましたような軍事的な航空機製造能力の一本立ちするまでの援助の役割を、この法律なり制度なりがするんじゃないか、こゝろこゝろ疑問さへ残るわけですが。

それらの点について、通産大臣の先ほどの一般的な答弁では満足することができませんが、重ねて、はつきりした答弁がいただけますか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 先ほど申し上げたように、すでに全日空の社長が、年々人も荷物も倍増しておる、非常な勢いで航空機輸送といふものが発達しつつあるといふことを言われておつたのでありませうが、日本の日航なども、もうヨーロッパ、フランスのパリ乗り入れの協定もできまして、近く第一機が北極圏を回つて向こうに参るといふことで、全く世の中は航空機時代になつておるのだから、こゝろこゝろはつきりしたものが、それが現在の数種の国際的な中型輸送機に匹敵してまゐるとも劣らないといふものでございませう。私は、これは工業といふものは、それみずから十分に成り立つものである、こゝろこゝろはつきりしてございませう。

○吉田法晴君 審議をしております法律案の目的を見ますと、航空機等の国産化を促進して航空機工業の振興をはかり、合せて産業技術の向上と国際收支の改善に寄与することとらつております。まあ航空機製造株式会社のYS-11ですかの製造については、国費四十二億もかけて本年度中に試作を完了する、こゝろこゝろですが、その量産に入つた場合のコストにして、一機分のうち何パーセントぐらいが確実に国産化になるといふのか、その点を承りたい。

○政府委員(佐橋滋君) このYS-11で輸入をいたしますのは発動機だけで

ありまして、あと全部国産であります。

○吉田法晴君 その国産と、それからエンジンの外国製品、そのパーセンテージは、どの程度になるのか。

○政府委員(佐橋滋君) ロールス・ロイスの発動機二基を装備する飛行機でありますので、この二基分だけでありまして、大体飛行機の価格にいたしまして、一割五分ぐらいが輸入になりまして、あと八割五分が国産、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 そうすると、価格あるいは生産費、製造費ということ、そのの五割がロールス・ロイス、外国製品、八五割が国内で生産をする、こういうことですが、これで完全に輸送機については、試作が完成をする、あるいは量産に入るにしても、国産技術が完全に開発されたというわけにはいかぬようですが、エンジンについて、先般おいで下った航空機製造会社の中島専務にしても、エンジンの点については、あきらめておられるようですが、政府としてはどういう工合に考えておられますか。

○政府委員(佐橋滋君) 御承知のように輸送機でありますので、安全性というのが一番大事な要素だと思っております。安全性の一番大事なのは、発動機自身の信頼の問題だ、こういうふうな考えでございまして、世界で最も信用を博しておりますロールス・ロイスの最新型のダート10というのを、この飛行機には搭載することにしております。このY-11につきましても、この発動機を、国内で開発するという事は現在考えておりません。

○吉田法晴君 その点はあきらめていたわけですか。大臣にお尋ねをいたしたいのですが、これだけの金をかけながら、試作の完了を目録にして十億五千万すでに注ぎ込んである。これから完成までに、まだどのくらい援助投入しなければならぬのか、これも伺いたいですけれども、しかしエンジンの点については、あきらめたということでは済むまいと思ふのです。

○政府委員(佐橋滋君) 現在御承知のようにジェット・エンジンを試作開発させてJ-13というものをやっておりますわけですが、ただいま私が答弁申し上げましたのは、このY-11について、とりあえず載せるのは世界的に信用のあるロールス・ロイスの載せるという事で、現在は考えておりませんが、このJ-13を開発改造いたしました、これが優秀なエンジンになるというようなことになりますれば、今後の新機種あるいは一定時期後において、国産機が可能ということにもなるかと思ひますが、少なくとも現在の段階においては、飛行機に搭載するのは、輸入の発動機を載せることに考えております。

○吉田法晴君 この技術についての、技術開発についての別な法律も出ておりますけれども、技術についても依然としてエンジンについては外国に依存しなければならぬ。それから、今の答弁では、まだはつきりした国産開発の方針がないわけでありまして、そうすると、やっぱり依存性と言いますか、あるいは後進性あるいは技術の価格の面での依存性あるいは後進性というものを認めながら進むという事になりますか、大臣、それでよろしいのですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) さしあたりは、これを使うというのでございまして、決してジェット・エンジンを日本では、もう開発しないのだというようにあきらめておるわけではない。あきらめてないにしても、とにかくプログラムの中には輸送機を国産で作りたい、こういう方針がありながら、エンジンについては、事実上あきらめておる、こういうことを言わざるを得ないのでありますが、このロールス・ロイスを使うについては、それが安全だから飛行機については、多くの人を運ぶのだし、安全性が第一だ云々ということ、先刻局長の御答弁の中にもありましたが、飛行機全体について安全性あるいは価格の問題について、政府としてどういう方針であられるのか承わりたい。

○政府委員(佐橋滋君) エンジンは、ただいま御説明申し上げましたように、最も優秀だと言われているロールス・ロイスを使うわけでありまして、これは世界の各国も、必ずしもエンジンまで、こういった機種につきましても、自製しているわけではありませんので、ロールス・ロイスなどは、アメリカのそのほかの主要な国にも売られておるわけで、それで、そのほかの機体の安全性等につきましても、現在設計しておりますY-11は、十分なる自信を持って、世界のどの機種に對しても遜色がない。こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 それは設計なり従来の実績が、そうであるということでは日本で十億五千万、あるいはこれから保証なり何なりしていく分を含めると、あるいは技術なり補助を考えると、おそらく二十億近いものになるでしょう。それをかけて機種全体としての安全性が保証し得るようには、どういう指導があるのか。こういう点をお尋ねをしておるわけですが、今までの、とにかく設計なり何なりについては、その安全性があるというだけではお答えになりませんが。

○政府委員(佐橋滋君) 航空機製造会社には、御承知のように主要機体各社の最も優秀な設計陣をここに糾合して、この新しい機種の開発をいたしておるわけでありまして、その日本で開発した機体と外国のエンジンとを組み合わせた場合に、安全云々という問題については、これは私、ここでは御説明申し上げられませんが、最高スタッフは十二分に検討した上ででき上がったものであり、その機種、性能につきましても、世界の各国からの問い合わせに對しましても、世界の主要飛行機会社その他も注目していたところ飛行機でありまして、ここで私は説明はいたしませんが、十二分に安全性その他が完備しておると、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 日本の最高スタッフは保証をするんだから保証し得ると、こういう答弁には出ませんが、ことし三億幾ら、それから量産に入り得るようになったらやめると、こういうんですが、その量産に入る三十九年です、四十年一三十九年十機が量産に入つたという時期なのか。四十年十八機生産し得るようになったのが量産と

いうのかわかりませんが、その三十九年なりあるいは四十年まで、ことしはともかくですが、来年あるいは再来年といったものについて、どの程度のなお援助が必要だと考えておられるのか。その資金の面について御答弁願ひたい。

○政府委員(佐橋滋君) この前たしか、法律案についてという要旨のところで説明をいたしておきましたが、三十六年以降所要資金と書いてありますが、借り入れは、三十六年は八億七千万、それから三十七年は三十二億、三十八年は三十億、三十九年は三十五億、四十年以降は十六億、こういうふうな減少する計画を立てております。これが、まあ借入金金の総額でありまして、この会社が量産態勢に入つて、確定注文をどの程度受けられるかによつて、いわゆる政府が債務保証をする限度というのが変わつてくるわけでありまして、現在今言つたような新規借入金を要するわけでありまして、そのうちどれだけが政府の債務保証を要するかどうかについては、現在のところは答弁をいたしかねるわけでありまして。

○吉田法晴君 答弁をいたしかねるというのとは、どういふことなんですか。そのときの事情によるといふことなんですか。これは方針がなければならぬであらう。ことしはこれだけ、来年はわからぬ、再来年もわからぬというところでは、審議を願ふ態度としては、どうかと思ふのですがね。それじゃ済まぬでしょう。

○政府委員(佐橋滋君) ことしの末から、飛行機が実際に飛び立つて飛行試験に入るわけでありまして、飛行試験は、御承知のように運輸省の規則によ

りまして、二千時間というのがあるわけでありまして、これを一年なり一年半で、飛行試験を完了するわけでありまして、これから商品として売り出せるわけでありまして、まあ飛行機が順調に飛行試験を経過いたしますれば、確定注文がある。そういうことになれば、前払金ももらえますし、あるいは確定注文を裏づけにいたしまして、市中からの借り入れも当会社の責任と信用においてできる運びになるわけでありまして、現在の段階では、少なくともその信用がないわけでありまして、先ほど来の三十八年度五機、三十九年度十機、四十年年度十八機、それから月産二機の年間二十四機という生産運びに参ります段階としまして、いつ、そういう信用がつくかというところであります。その点現在では、はつきりと三十七年から、もう金額当会社の信用で金が借りられるというところが、まあ申し上げかねると、こゝろに意味で申し上げたわけでございます。

○吉田法晴君 さつき椿委員の質問に答えては、量産態勢に入ったら前払金、あるいは前渡金もまあもらえるだろうと言いますか、あるいは提供をさせることができるだろう云々というお話でしたけれども、三十七年は、まだそこまで入らぬ、そうすると試作機はできるにしても、試作をして、先ほどの答弁のように運転もしなければならぬし、試運転といいますが、試験飛行もし云々ということで、まだ前渡金をもらえるようにならないというところはわかるのです。そうすると、三十三年か九年になるかどうかはわかりませんが、三十七年の分について

は、ことしの事情と大して違わないのじゃないかということが想像できるのだが、三十七年以降については、何の、とにかく見通しも立たぬというのでは答弁にならないと思う。

所要資金あるいは借入金金額が出ておられますが、国としての援助、あるいは調達に、どういうあれをするか、その辺のにかく三十八年、三十九年、四十年、あるいは四十年以降というものについて、製作機数もできていくのならば、国の援助の仕方が、どういふプログラムになるかというところは答弁しなければならぬ。

○政府委員(佐橋滋君) 現在、三十六年度で八億七千万のうち、結局海外へ発注しますその三億の債務保証を政府にお願ひしておるわけでありまして、三十七年は、まだ二千時間のきめられた飛行試験をしておる段階でありますので、三十八年に五機の引き渡しができるというところになります。三十九年以降の十機分とかいいますのは、これはもう確定注文がとり得ると思ひますので、実政府が債務保証を要求せられるのは三十七年、三十八年がピークだと、こゝろに考へておられます。

○吉田法晴君 その三十七年、三十八年のピークまでにどの程度これはまあラウンド・ナンバーでもいいし、それから、じゃことと同様なのか、あるいはそれが皆無にならないまでも、どの程度減つて債務保証をすればいいのか、そのくらいのことでは明らかでしうし、大体の見通しという点は、これは述べられなければならないと思ひます。

○政府委員(佐橋滋君) 先ほど申し上げました年度別の新規借り入れ計画のうちで、三十六年が八億七千万ですが、そのうち三億、三十七年度が三十二億、この時期までくれば、ほとんどフルに債務保証を必要とするのではありませんかと思ひますが、それ以降につきましては、当会社の信用で、資金の融資が受け得ると、こゝろ考へておりますので、三十八年以降は急減をして、ほとんど政府の保証は必要でなくなるのじゃないかと、こゝろ考へております。

○吉田法晴君 そうすると、大体来年度は、ことしと変わらないと、大体のことは事情は変わらないというよりなことであります。政府の保証をいたします三億円の金は、短期の運転資金ということですが、その短期の運転資金は何の手当をするために主として使われるのですか、これは当分の間保証する、あるいは来年もあまり事情が変わらないだろうというのと関連をいたしますか。

○政府委員(佐橋滋君) 発動機のロールス・ロイスを発注いたします前払金といひますか、前渡金が多くなるものであります。

○吉田法晴君 先般の委員会でも、会社側に対して行なわれた質問の中で、会社の生産態勢の主力である機体六社などは、著名な大会社であるから、そのくらいの資金は各社の協力で得られないかというところが質問に出ておったようですが、エンジンが発注の前払い資金、それもやはり国から保証をしなければならぬという事情が、こゝろにあるいは来年もやはり続くというところですか、会社の能力からいってそれらのものは会社で借り得るのでは

ないか、調達し得るのではないかという疑問が残ります。

○政府委員(佐橋滋君) 先般、中島専務からも御説明申し上げましたように、機体六社は御承知のように、たとえば新三菱のように多角的にいろいろのものを、いろいろの業種をやっているものもありまして、いずれにしましては、航空機部門だけを取り出して考えた場合に、いずれも収支ととん、あるいは赤字でやっておるわけでありまして、今年度の量産資金のうち、八億七千万のうち五億七千万を前払い等形で、こゝろに赤字ないしは収支ととん、それだけの負担をかけるわけでありまして、こゝろに海外からの輸入のものにつきましては、この航空機製造の会社でやらざるを得ないと考へております。これが来年も、この状況は改善されるとは考へておらないのであります。

○吉田法晴君 先ほど椿委員から質問がありましたが、これだけかけて、あるいは量産に入るまでに総額からいへば、百何十億という資金が要する中、その大半が国の援助、あるいは保証、こゝろにことになるわけですが、それで、はたして需要は十分あり、立つていくというお話ですけれども、その需要がある云々という点で、概括的に会社もいい云々というところで説明をされるだけで十分の保証がない、たとえば国内の事情にしても、日本航空、それから全日空等のほかにはローカル線も開発されつつあります。開発されつつありますが、それは日本の国産品ではなくて、外国から輸入する、それが量産に入るといふ三十九年、ある

いは四十年までには、ほとんど外国の品物を買つてローカル線ができる、こゝろにことになるだろう、三十九年ですか、十機できるという。三十九年になつて、はたしてこれはまあ交代をしなければならぬ、新しいあれに取りかえる場合の、買いかえる場合のあれにはなるでしょう、しかしそれまでは国産で間に合つと、ほとんどローカル線の考へられ得るものではない、そうすると国内線で、それじゃ三十九年から三十九年になつて、十機全部消化できるか、需要が、それだけあるかどうかというところについても、やはり疑問がある。

それから、ついでに東南アジア諸国等も考へられておるようですが、三十九年なら三十九年にエンジンについて、は、外国製品の機種改善も行なわれてくるでしょう。そのときにおくられて出て、とにかく追いついた日本の輸送機が、はたしてその場合に、十分太刀打ちし、あるいは優位に立ち得るかどうかという点が疑問です。具体的に需要について、どういふ見通しを立てておられるのか、その点を承りたい。

○政府委員(佐橋滋君) まだ確定的に、どの会社が何機を買うというところは、私も正確につかんでおりませんが、全日空あるいは日本航空の幹線あるいはローカル線の拡充に伴ひまして、従来の飛行機の置きかへばかりでなく、新規の需要が相当あるわけでありまして、その点につきましては、この前の参考人として美士路社長からも、国産機に対する購入計画を説明しておられる通りでありまして、そのほかわれわれも、あるいは、気象観測用機とか、あるいは

は運輸省の航空管制用機だとかという
ようなものが国内の需要として考えら
れておるわけでありませう。そのほか、
これもこの前、中島専務から話があり
ましたように、DC-3、DC-4と
いう現在中短距離用に使用されておるま
す飛行機が——これは現在生産は全部
ストップしておる非常に老朽機であり
ますが、これが現在、世界の各国で就
航しておりますのが約二千機あるわけ
であります。これが三十八年から四十
年にかけて、いわゆる更新をされるわ
けであります。これのかりに一割とか
という非常に小さな数字が、この飛行
機によって置きかえられるとしまして
も、かなりの需要というものは予測さ
れますので、私の方としては、現在ど
の会社がどれだけの確定需要を持
っておりますが、十二分に需要は
ついてくるものと、こういうふうにと
えておるわけでありませう。

○吉田法晴君 大企業を何十億という
援助をしながら育てるということ、
いわば親方日の丸の産業ですが、直
接——直接といいますが、航空機製造
株式会社からいえば、その実態とい
うことになると思いますが、機体六社
のほかに、下請あるいはその下請など
を含めると、相当の企業数あるいは従
業員数になると思うのですが、関連産
業あるいは下請産業の企業あるいは従
業員数は、どの程度ですか。

○政府委員(佐橋滋君) 現在機体五社
の直接人員が約五千五百人でありま
す。これに飛行機に搭載します原動機
だとかあるいは主要装備品の生産会社
を含めた二十六社あるわけでありませ
うが、これの人員は、現在で八千十一
人、間接人員が九千四百人、合せて

一万八千五百人程度の人員を抱えてお
るわけでありませう。

○吉田法晴君 それは五千五百という
のは六社ですか。二十六社、八千幾ら
云々といいますが、それは六社の下請
ですね。そうすると下請の下請までは
含んでいないわけですか。

○政府委員(佐橋滋君) 下請の下請ま
では入っております。今の機体五社
と、それから下請といいますが、これ
に搭載する原動機、主要装備品を生
産する主要会社の二十六社の人員で、こ
れが直接工、臨時工合わせて一万八
千五百人で、そのほかに、さらに下請
として三百ぐらいの企業があるわけと
なっております。

○吉田法晴君 三百ぐらいの企業の従
業員数というものはわかりませんか。
○政府委員(佐橋滋君) 現在のところ
ろ、ちよつとわかりかねます。

○吉田法晴君 それではこの日本航空
機製造会社、その実際に仕事をする機
体五社ですか六社ですか、それから下
請、あるいはその下請ということにな
るかもしれませんが、その機体五社な
りの下請、あるいはそのまた下請とい
う五社以外の中小企業に、どれだけの
資金が回っておるかはわかりになり
ませうか。

○政府委員(佐橋滋君) ただいま資料
を持っておりませんので、後ほど調査
して御提出申し上げます。

○吉田法晴君 この航空機製造会社の
機体五社を含んで、製造能力が——ほ
とんど百パーセント近く助成をされて
育てていくわけですが、その下請ある
いはまたその下請となりまして、支払
いは通じてしかいかないでしょう。請
負関係で。そうしますと、これはまあ

助成の場合に、いつも言われることで
すが、下請代金の支払いという点がい
つも問題になる、法的な措置が必要
じゃないかと云われるのですが、これ
らの点について、政府としては、ど
ういう場合にお考えになっておるか、こ
の資金の円滑な運転といいますが、あ
るいは支払いの促進等について考
えられているところがあるならば承
りたい。

○政府委員(佐橋滋君) この現在の機
体会社、その下請、さらにその下請へ
の代金の支払いの状況その他につきま
しては、別に役所の方としてはこれと
いった手を打っているわけじゃありま
せんが、現在までのところ、不平不
満を聞いたことはありませんので、順調
に行なわれているものと、こう考
えております。

○吉田法晴君 しばしば問題になる点
ですから、その点は、一般的に法的な
措置が必要だとわれわれ考えている
のですけれども、十分考慮せられな
ければならぬという要望を申し上げて
おきます。

それから別な法律案で、研究開発に
ついて法案等も出ておりますが、それ
で見ると、中型輸送機の設計研究が、輸
送機設計研究協会等を通じて出てお
りますが、この研究助成という問題は、
このほかに、どういふものがあるの
か、あるいはそれだけなのか、技術研
究の助成について、航空機工業関係に
ついて行なわれているところを承りた
い。

○政府委員(佐橋滋君) 設計協会とい
うのが、結局製造会社に改組されたわ
けであります。その関係で、先ほど
御答弁申し上げましたように一億六千

万出ている。ほかにはジェット・エン
ジンの開発でJ-3に補助金が出てい
る以外、航空機関係には出ておりま
せん。

○吉田法晴君 最後に、これは直接関
係がないかもしれませんが、航空機関
係で助成はされているが、そこで行な
われまするあるいは工場内の災害ある
いは航空機自身による災害等につ
いて、中の問題については、これは労災
保険だと思ひますが、直接これに関係
のない部分もありますが、航空機に関
連をいたします災害についてどうい
うことを考えておられるか。航空機災害
補償法等の立法があるところが多い
わけですが、日本にはございません。
かつて考えられたことがあったかもし
れませんが、表には出ておらぬ。それ
から航空機によって与える災害もある
んですが、これは安全性は十分だ云々
といわれますけれども、輸送に伴いま
す万一の場合の災害等についても、こ
れは航空機会社で保険をかけている以
外はないようです。航空機事業に伴
います災害の問題について、どうい
う工合に考えておられるか、承りたい。

○政府委員(佐橋滋君) 航空機製造会
社、製造自体につきましては、ほかの
一般機械工場と何ら変わりはありません
ので、特別に危険な作業だとかいうこ
とはありませんので、航空機会社につ
いて特別な災害の問題ということは考
えておりません。これが飛行機が飛び
立つてからの飛行機の事故あるいは飛
行機が与える損害というふうな問題に
つきましては、これは運輸省の所管か
と思ひます。私の方では考えておりま
せん。

○吉田法晴君 なるほど、所管はそれ
は運輸省でしよう。運輸省でし
うが、航空機製造なり、あるいは今後の
航空輸送の発展に資したい云々とい
うならば、関連をしてこれは政府とし
ても考えられなければならぬ問題だと思
うのですが、何らの構想もないとい
うことですが、しかし、そういう将来の
航空輸送に関連をする法的な制度の確
立が必要だという点も全然お考えにな
りませんか。

○政府委員(佐橋滋君) 御指摘の点に
ついては、十分考えなければならぬと
思ひますが、これは運輸省が主として
考えるべき問題かと思ひますので、運
輸省と御連絡の上、万全の措置を講
ずるようになりたいと思ひます。

○阿具根君 一言だけ質問いたしま
すが、今国会に出されております法案
を見てみますと、新技術開発事業団法
案、それから鉱工業技術研究組合法案
と、いずれもきょう出されております
この航空機工業振興法の一部を改正す
る法律案と非常に似ておるわけなん
です。同じような性格のものなんで
す。ところが、たまたまこれを見てみ
ますと、この役員に選ばれている方は
直接その利害関係のある方々ばかりで
ございませう。それで、実際にこの
航空機を作っておられます。日本の
航空機会社の電復をやられた方々が
大部分、それから通産省のお役人、こ
ういうことになっておるわけなんで
す。それから、非常に取柄とかあるいは
汚職とか、こういうことに対する罰則
までも設けておる。こういうことを考
えてみます場合に、日本の航空機事業
に対してこういうところの人しか専門

家はいいのか。いやしくも国がこれだけ助成をし、赤字を埋めていくというようなことであるなら、これは相当権威ある第三者的な人を持つてくるのが至当じゃないか、私はこういうふうにも考えるわけなんです。しかも、監査役を見ても、現役の航空機会社の重役の方々なんです。非常に法律の身と構成を考えた場合に疑いを持たれる。こういうような心配があるわけなんです。だから、先ほど樺委員の質問にも、民間産業に対してあまりにも優遇し過ぎるんじゃないかと、こういう問題について通産大臣、どういうようにお考えでしょうか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 公正を期するとかいうような点につきましては、なるべく利害関係のない人の方がいいと思います。しかし、また、しろうとばかりだと、どうもこの会社をどう持つていっていいかわからぬ、こういうことになりまして、そこはやはり一長一短でございますから、航空機に理解のある、経験のある公正な人及び利害関係者以外のこういう方面に理解のある人を適当にまぜて、そうしてこういうものを構成するのが、構成上からは一番妥当なことではないかと考えます。この会社がその今の考え方に当てはまっておるかどうか、まだよく研究しておりますが、できるだけそういう構成の方がよからうかと考えております。

○阿具根登君 この役員の顔ぶれを見てみますと、少なくとも専門家は言えるかもしれませんが、しかし第三者的な研究をやっておられる学者等は一人も入っておられないわけですね。この人

たちは専門家であるかは知れませんが、しかし航空機そのものに対する専門家とは私は言えないと思うんです。航空機そのものに対する専門家だけがこういう航空機株式会社に必要というところも考えられぬのですけれども、実際は事務屋の方もおられる、あるいは技術屋の方もおられる。ところがこれは要するに一つの研究機関なんです。そうしてそこで試験、まあテストされて、それがやはり企業に乗るかというようなどころまで研究されたやつが、やはり、前に言いました二つの法案と一緒に、これは各企業の方に回されるわけですね。百二十三名の人しかいないんだから、ここでは航空機を作っておるわけじゃないんです。研究機関なんです。そうするならば、こういうところへ持つてこなくて、研究されておる大家がたたくさんおるはずなんです。そういう人たちが研究をし、国からそれに金を出して、これが企業ベースに乗るか、乗らぬか、そういう問題までやって、企業に委託するといふならわかるんですけれども、これは企業家なんでしょう、ここにおられるのはほとんど。逆行しておるようには思いますが、私はこの法律の趣旨からいって、どうも逆行して——法律はこういうふう

に作られるけれども、できてきた姿か、りの集まりである、こういうおそれが多分にあるんじゃないか。日本にこれ以上の研究家、これ以上の技術屋はいないのかというところになってくると、私はもつと優秀な方もおられるんじゃないか、この方々が優秀でないとは言いません。しかし、そういう目で見られるというおそれが多分にはじないか、こういうことなんです。

○国務大臣(権名悦三郎君) これは株主の構成も一応配慮しなければならいんですが、御指摘のような利害関係以外の人も公正な立場から参画すること、これは總會において役員に選任された者を役所が承認するという形をとっておりますが、なるべくそういう心持で一つ今後指導して参りたいと思っております。

○阿具根登君 その会社の役員は、あなたの認可を受けなければ役員にならないんです。あなたが許可されるんですよ、この役員を。その場合、まあ一例をとってみても、監査役のお二人の方は現役の重役なんです、企業の方です。そうすると仕事はその方々が事実されておる。その人の会社でされておるわけなんです。ですから、今度でも百五十機作りなされるなら、この百五十機のどのくらいかわからないけれども、この方の会社さんなんです。その作っておる会社の方が重役で、これで万全を期せられると思えますが、私はそう思わないんです。それはこの法律で監督役は別になつております。しかし取締役は他の報酬のある職につくことができぬというふうになつております。そうすると、監査役といふものも一応それに準じなければならぬ。しかも、この会社で下請をさせる場合、委託させる場合、おそれるというところは委託をお受けになるでしょう。お受けになるかどうかの重役が監査されるんですか、私はどうも法律のこの趣旨に沿っておらないと思ふ。それでこういう疑惑が起きてくるんじゃないかと思ふんですがね。

○政府委員(佐橋滋君) 現在の監査役二名中一名は工業会の理事長で、一名は日航の方からお出ましを願つておるわけでありまして、何と申しますか、この会社は設計協会の時代はまさに試作だけでありましたが、現在以降におきましては、試作、製造、販売というふうな非常に企業的な面もありますので、こういう構成になつておるわけでありまして、御指摘のような点につきましては、役所の方で十二分に監督をして参りたい、こういうふうにお考えしております。

○阿具根登君 役所で監督するとおっしゃつても、それは監督役が監査したのを役所でもたまたま監督する方法があるのか。それは刑事問題とか何とか出てくれば、これにちゃんと書いてあります。それは取締その他までこれにちゃんと書いてありますけれども、それはできないでしよう。役員の方はこういう方ばかり、百二十三名のうちの大半が、半數くらいはやはりこういうところから来られておる方々なんです。私この前質問したときは、百二十三名のうち五十何名はそれから来ておられる方々なんです。そうするとその会社を、幾つかの会社を合わせてそうして一つの研究機関を作られたと、この次に出てきます組合法と同じような結果になるわけなんです。これは、人員の構成等から見てくれば、それで役所との連絡がうまくいくように、通産省からお役人さんを二人も三人も入れておられる。まあ通産省から見ればまことにけっこうですけれども、国民から見れば、あまりけっこうな話でないと思ふ。思ふのだが、どうでしょう。

○政府委員(佐橋滋君) 現在の振興法には、法二十条で、毎事業年度開始前に、事業計画、資金計画、収支予算を含めて、通産大臣の承認を受けることになつております。二十八条で、また一般的なその監督権を留保してあるわけでありまして、これらの規定によりまして、十二分にまあ監督をして参りたい、こう考えております。

○阿具根登君 これでやめます。できてるものをあまり言つても仕方がないので、通産大臣は、あなたが認可されるのだから、あなたが認可されるのだから、許可されておるのだから。だから、そういう痛くない腹を探られるような人、人から疑惑の目で見られるような人、人からだけ金を出して力を入れていくならば、大学でもどこでも研究室探してごらんない。どこでもいっぱいの方がおられるわけなんです。そういう第三者の方を……。この方々が悪いと言つては、直接自分、その成果によつて、自分の企業を持つておるとか、利潤を上げてくると、利害の直接関係のある人はなるべく避けていただくように特に御要望申し上げておきます。

○吉田法晴君 ちょっと委員長、速記をとめて下さい。

○委員長(細木幸弘君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(細木幸弘君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 航空機工業振興法につ

いて質疑を重ねて参りましたが、質疑の中で、審議の過程を通じて、幾多の疑問を残すことになつては相なりませんの、さきの三点について御質問をし、政府のはつきりした保証が得られるならば、附帯決議等の点については、これはその儀に及ばないと思つてあります、強い疑問がございますので、三点に要約して、最後に通産大臣に御答弁をいただきたいと思つてます。

第一は、先ほど阿具根委員からの質問をいたしました役員の構成の問題でございます。役員の構成が利害関係者のみで構成せられておることは、法の運用について疑問を生ぜしめますので、その構成について再検討をする用意があるかどうか。

それから第二点は、国の援助を無制限にして、一企業あるいは独占企業を国の責任で育成するのではない、こゝう強い疑問が残るわけであり、かつて他の法律で見られましたやうなそういう弊害はないと、あるいはあらしめないという、はつきりした答弁がいただけますかどうか。

それからM S A援助資金から出た云々ということ、樺委員なり私から質問をいたしました、この航空機工業の振興が軍需産業の育成、その間接的な援助になるのではない、こゝう強い疑問が残っておりますが、これらの点について、そういう弊害はあらしめない、監督、指導を強化して、そういう心配をあらしめないというはつきりした保証が得られるかどうか、通産大臣にお尋ねをし、はつきりした言明がいただけるかどうか、最後に質問申し上げます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) お答えい

たします。第一の、役員構成の問題に關して、利害関係者のみをもつて構成するといふことは、この会社運営の妥當を期し得ない、この点についての御質問でございます。御指摘の通り、利害関係者のみによつて構成することではなしに、公正な立場からこの会社の運営をなし得るように入選につきましては、十分御期待に沿うように、遺憾なきを期したいと思つてます。

第二の、特定企業の育成に關することは、特定企業の育成に關することではないかといふ問題でございすが、この航空機工業の、当該企業の運営に關しましては、一、二の特定企業のみを利するといふやうなことなく、国民経済に広く奉仕し得るように入選をして参る所存でございます。

第三は、M S Aの資金を使うことになるのであるが、航空機工業が軍需産業の援助に關する心配がある、こゝう御質問でございすが、航空機工業を純粹に育てて参り、特定の軍需産業を援助する、これを育成するといふことのないやうな運営をいたして参る所存でございます。

○委員長(朝木幸弘君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本家に賛成の方は挙手を願います。〔賛成者挙手〕
○委員長(朝木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

て原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。午後四時七分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業振興基本法制定に關する請願(第一八二四号)(第一九三九号)

一、公共料金値上げ反対に關する請願(第一八二五号)(第一九四〇号)

一、商工会連合会組織の法制化に關する請願(第一八二六号)(第一九四一号)

一、物価値上げ抑制に關する請願(第一八七五号)

一、日中貿易促進に關する請願(第一八七六号)

一、公共料金等値上げ反対に關する請願(第一九一〇号)

一、プラスチック防虫網製網機の登録制適用に關する請願(第一九五五号)

一、物価値上げ反対等に關する請願(第一九六一号)

第一八二四号 昭和三十六年四月八日受理
中小企業振興基本法制定に關する請願
請願者 長野県議會議長 羽田 義知
紹介議員 棚橋 小虎君

わが国経済に占める中小企業の地位の重要性にもかかわらず、いわゆる二重

構造といわれる所得格差は、日本経済発展の重大な障害となつてゐるから、この際中小企業を振興安定させるため、中小企業振興基本法を制定して、

(一)中小企業の体質改善に關する設備技術の近代化、組織化促進のための助長措置、(二)小規模商工業の企業合同または共同化に対する助長措置と成長産業への業種転換に対する助長措置、(三)町村における小規模商工業者に対する特別助長措置、(四)大工業と中小企業の取引関係特に請負準備、支払条件等の適正化に対する措置、(五)中小企業の過当競争を排除するための強力な規制措置、(六)中小企業製品輸出公社を設立し、輸出価格の適正化と輸出振興を促進する措置、(七)中小企業に對し官公營の大幅な確保の措置、(八)中小企業労働者に対する課税の軽減、福利厚生施設の助長措置等を講ぜられたいとの請願。

第一九三九号 昭和三十六年四月十二日受理
中小企業振興基本法制定に關する請願
請願者 長野市妻科町長野県議會内 佐藤武久外一名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八二四号と同じである。

第一八二五号 昭和三十六年四月八日受理
公共料金値上げ反対に關する請願
請願者 長野県議會議長 羽田 義知
紹介議員 棚橋 小虎君

公共料金値上げ反対に關する請願
請願者 長野市妻科町長野県議會内 佐藤武久外一名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八二五号と同じである。

第一八二六号 昭和三十六年四月八日受理
商工会連合会組織の法制化に關する請願
請願者 長野県議會議長 羽田 義知
紹介議員 棚橋 小虎君

中小企業が国民経済上に占める地位はきわめて大きく、その振興をはかり大企業との格差を是正することは、中小企業の安定ばかりでなく、広く国民経済全体の均衡ある成長の面からもきわめて緊要であるから、零細小規模事業の体質改善を図る画期的な措置とし

政府は、所得増進計画充足の年として積極的な予算を計上し、その予算編成過程において、公共料金の値上げ、ガソリン税十五パーセントの増徴を決定したが、郵便料金、電気料金等の値上げや、公団、公営住宅の家賃、ガソリン等の引上げからくる影響は、異状な上昇を続けている消費者物価を一層高騰させ、所得増進計画より物価値上げが先行し、国民生活に大きな影響を与えること必至であるから、すみやかに、これからの物価政策を明らかにすると共に、物価値上げを抑制するため公共料金等の引き上げを取り止められたいとの請願。

第一九四〇号 昭和三十六年四月十二日受理
公共料金値上げ反対に關する請願
請願者 長野市妻科町長野県議會内 佐藤武久外一名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八二五号と同じである。

第一八二六号 昭和三十六年四月八日受理
商工会連合会組織の法制化に關する請願
請願者 長野県議會議長 羽田 義知
紹介議員 棚橋 小虎君

中小企業が国民経済上に占める地位はきわめて大きく、その振興をはかり大企業との格差を是正することは、中小企業の安定ばかりでなく、広く国民経済全体の均衡ある成長の面からもきわめて緊要であるから、零細小規模事業の体質改善を図る画期的な措置とし

て、すみやかに、商工会の全国連合会及び府県連合会の組織を法制化せられたいとの請願。

第一九四一号 昭和三十六年四月十二日受理
商工会連合会組織の法制化に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第一八七五号 昭和三十六年四月十日受理
物価値上げ抑制に関する請願

請願者 新潟県議會議長 丸山直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

昭和三十五年春から夏にかけての物価上昇に端を発し、漸次消費者物価が上昇している現状は、たといその原因の一つが一時的需給切迫からきた影響としても、国民生活に少なからぬ圧迫を与えたことは看過することはできない。すなわち昭和三十五年間平均の全国都市消費者物価は前年に比し三・七パーセントの上昇を示している。ただ経済の動向に伴う国民所得の増大は一面においては消費水準の向上をもたらし、勢い消費物価の上昇を伴うこともあるが、値上げムードの時流に便乗する傾向もなしとしない。特に独占的事業については、その性格にかんがみいやくも値上げ計画の策定又は許認可に当つては営利追求に偏する場合はもとより、事業経営の合理化、生産の向上によるコストの引下げを期すること

もに、値上げのやむなき場合においても、サービス内容の改善向上を計らしめる等十分なる配慮により物価値上げを抑制するよう指導せられたいとの請願。

第一八七六号 昭和三十六年四月十日受理
日中貿易促進に関する請願

請願者 新潟県議會議長 丸山直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

最近、中国の経済発展に伴い国民は日中貿易正常化への強い熱望を示している。しかるに、日本と中国との貿易関係は、昭和三十三年以来二箇年半を経過したが依然として途絶の状態にあり、このままでは、わが国経済の発展に支障をきたすものと考えられる。特に、対岸貿易の再開を前提に諸条件の整備に努力を払つている新潟県にとつては、中国との貿易いかんが新潟港の発展、本県商工業の振興に重大な影響を及ぼすから、この際日中貿易正常化の措置を促進せられたいとの請願。

第一九一〇号 昭和三十六年四月十一日受理
公共料金等値上げ反対等に関する請願（四通）

請願者 東京都中央区築地四ノ一二全国電気通信労働組合中央支部京浦電報局分会内 前田啓一郎 外四百五十六名

紹介議員 鈴木 強君

昨年来諸物価の値上がりははなはだしき、特に国鉄、郵便、電力等の各種公

共料金の値上げ計画は、国民の生活不安を増大させているから、これらの動きを抑制し、国民の生活を守るため、（一）国鉄を中心とする運賃、郵便料金（二）電力をはじめとする電気料金の値上げを絶対抑制すること、（三）電気、ガス消費税を撤廃すること、（四）独占禁止法の強化等消費者保護立法の強化を行なうこと、（五）その他諸物価の値上げを抑制すること、等適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一九五五号 昭和三十六年四月十三日受理
プラスチック防虫網製網機の登録製造用に関する請願

請願者 東京都中央区八丁堀二ノ六日本プラスチック防虫網工業会内 西川昌夫

紹介議員 黒川 武雄君

金網防虫網の製網機は織機に類似しているが、現在全部登録の対象でなく「非登録」で認められている。しかるに同種製品は硬質プラスチック線条を原料として扱っている請願者らの製網機について非登録を認めないのは片手落ちであり、また、織機業設備臨時措置法及び中小企業団体の組織に関する法律の立法の精神は織機業の保護育成にあるが、請願者らの製品は純然たる建築材料であり、いわゆる織機製品でないからなら織機業者と競合せず製網機が存在が悪影響を及ぼす心配はない。更に現在生産量の三割以上を輸出して外貨の獲得に寄与している業者を破滅におとしめることになるから、金網防虫網の製網機と同様に織機業設

備臨時措置法及び中小企業団体に関する法律の織機とみなさないよう措置せられたい。もしみなすとするとすれば、金網防虫網製網機及びプラスチック防虫網製網機も同一に扱い、防虫網部門を新たに創設して両分野を同時に登録するよう措置せられたいとの請願。

第一九六一号 昭和三十六年四月十三日受理
物価値上げ反対等に関する請願（四通）

請願者 滋賀県彦根市下番衆町 藤橋淳子外二十九名

紹介議員 田中 一君

国民生活をますます圧迫する諸物価値上げに反対である。また、提出制国民年金制度の実施は延期せられたい。あわせて、国民生活の水準をあげるため、全国一律八千円の最低賃金制を確立せられたいとの請願。